

令和3年度

津山圏域衛生処理組合 生活排水処理実施計画

津山圏域衛生処理組合

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び津山圏域衛生処理組合生活排水処理基本計画（平成 26 年 3 月）に基づき、津山圏域衛生処理組合における生活排水処理に関する実施計画を定め、搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を効率的かつ適正に中間処理、再生利用する。

2 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

3 計画区域

計画区域は、津山市、富地域を除く鏡野町、美咲町の中央地域とする。

構成市町	面積	人口	備考
津山市	506.33 km ²	99,753 人	2.2.1 住基
鏡野町	343.56 km ²	12,162 人	〃
美咲町	72.08 km ²	6,236 人	〃
計	921.97 km ²	118,151 人	

※鏡野町及び美咲町の数値は計画区域

4 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量見込

構成市町	区分	令和 3 年度	令和 2 年 1 月～ 令和 2 年 12 月 (実績)
津山市	し尿	16,200.00KL	16,260.83KL
	浄化槽汚泥	37,700.00KL	37,669.89KL
	計	53,900.00KL	53,930.72KL
鏡野町	し尿	1,400.00KL	1,435.61KL
	浄化槽汚泥	3,200.00KL	3,160.71KL
	計	4,600.00KL	4,596.32KL
美咲町	し尿	1,000.00KL	1,045.86KL
	浄化槽汚泥	1,500.00KL	1,433.16KL
	計	2,500.00KL	2,479.02KL
合計	し尿	18,600.00KL	18,742.30KL
	浄化槽汚泥	42,400.00KL	42,263.76KL
	計	61,000.00KL	61,006.06KL

※し尿が減少し、浄化槽汚泥は増加するが搬入量は変わらない見込

5 収集運搬計画

計画区域におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、構成市町の許可業者により行われ、津山圏域汚泥再生処理センターへ搬入される。

区分	収集主体	収集方法	搬入先
し尿	許可業者	戸別収集	津山圏域衛生処理組合 汚泥再生処理センター
浄化槽汚泥	許可業者	戸別収集	

6 中間処理計画

中間処理は、津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センターで行う。

施設名称	津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター
所在地	津山市川崎 458 番地
供用開始	平成 31 年 4 月
処理能力	170 kℓ/日（し尿 29 kℓ/日，浄化槽汚泥 141 kℓ/日） ただし，113 kℓ/日は場内処理，57 kℓ/日は津山浄化センターに 希釈投入（下水投入）
処理方式	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式
資源化方式	汚泥助燃剤化（含水率 70%以下）

7 再生利用等の計画

搬出物は、下記のとおりすべて再生利用する。

区分	発生量	再生利用方法	施設名称
助燃剤	1,550.0 t	助燃剤	津山圏域クリーンセンター
沈砂 浚渫汚泥	3.0 t 40.0 t	路盤材，骨材	三重中央開発(株)
浚渫汚泥	40.0 t		

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

点検・検査計画及び補修・更新計画に基づき施設の基本性能を確保し，施設の長期安定稼働を図る。